

答 申 第 79 号
平成 15 年 2 月 5 日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、平成 15 年 2 月 5 日付神戸市市情第 256 号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申します。

記

- 1 神戸市個人情報保護審議会答申第 1 号「本人以外から個人情報を収集すること等について」（平成 10 年 3 月 30 日付）の類型の一部変更について

下記の類型を一部変更することは妥当であり、当該類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

別紙 1 本人以外から個人情報を収集することについて（第 7 条第 2 項第 5 号）の 16（診療行為・疾病予防等）

別紙 2 思想・信条等に関する個人情報を収集することについて（第 7 条第 3 項ただし書）の 15（医療機関・保健所等での治療行為等）

本人以外から個人情報を収集することについて
(第7条第2項第5号)

別紙1

(____は変更部分を示す。)

現在の類型

	類 型	理 由
16	(診療行為・疾病予防等) 医療機関・保健所等の機関が、診療行為・疾病予防等のために、本人の主治医・家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	①患者、受診者に対し、的確な医療、保健指導を行うに当たり、本人の主治医・家族等から本人の過去の治療歴等に関する個人情報を入手することが必要な場合があるため ②本人から収集すると、情報の正確性、客観性を確保することができない場合があり、事務の遂行に支障が生じるため

変更後の類型

	類 型	理 由
16	(診療行為・疾病予防等) 医療機関・保健所等の機関が、診療行為・疾病予防等のために、本人の主治医・家族等から本人に関する個人情報を収集する場合、 <u>又は、本人から本人の家族に関する個人情報を収集する場合</u>	①患者、受診者に対し、的確な医療、保健指導を行うに当たり、本人の主治医・家族等から本人の過去の治療歴等に関する個人情報を入手することが必要な場合があるため ②本人から収集すると、情報の正確性、客観性を確保することができない場合があり、事務の遂行に支障が生じるため <u>③患者、受診者に対し、的確な医療、保健指導を行うに当たり、本人から本人の家族の治療歴等に関する個人情報を入手することが必要な場合があるため</u>

思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(第7条第3項ただし書)

別紙2

(____は変更部分を示す。)

現在の類型

	類 型	収集する個人情報	理 由
15	(医療機関・保健所等での治療等) 医療機関・保健所等が、診療行為・疾病予防等を行うに当たり、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報	①信教等により、食事内容の制限や輸血拒否等、治療や指導内容に影響を及ぼすことがあり、収集する場合があるため ②病気の予防や治療等を行うために、患者の身体の状態を知る必要があるため

変更後の類型

	類 型	収集する個人情報	理 由
15	(医療機関・保健所等での治療等) 医療機関・保健所等が、診療行為・疾病予防等を行うに当たり、 <u>患者・受診者及び患者・受診者の家族の</u> 思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報	①信教等により、食事内容の制限や輸血拒否等、治療や指導内容に影響を及ぼすことがあり、収集する場合があるため ②病気の予防や治療等を行うために、 <u>患者・受診者及び患者・受診者の家族</u> の身体の状態を知る必要があるため